

<参考その他の意見>

項目	番号	意見	意見等に対する考え方
承認期間について	34	承認期間を延長してほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・人数制限の撤廃による承認者数の増加に伴う採捕量の増加を勘案して、ビワマス資源を維持できる採捕量となるようにプレジャーボート使用者の承認期間を12月1日から6月30日までに設定しました。 ・漁業者が行うビワマスの刺網漁業は6月以降に本格化することから、漁業と調整を図ることも考慮しました。 ・遊漁船業者は生業であることを考慮して期間制限は導入せず、尾数制限(業者の持ち帰りは禁止)および隻数制限を継続します。
	35	承認期間を変更してほしい	
	36	承認期間が短い	
	37	遊漁船業者と期間を同じにしてほしい	
持ち帰り尾数制限について	38	遊漁船業者利用者が持ち帰ってよい数を減らしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマス資源を維持できる採捕量となる尾数およびアンケートから総合的に検討した結果、遊漁船利用者が持ち帰ることができるビワマスの数を1乗客・1日当たり5尾以内としました。 ・プレジャーボート使用者については、実効性が高いと判断した期間制限を導入しています。 ・採捕状況や資源の調査を行い、ビワマス資源の維持や運用に支障があると判断した場合には、更なる制限を検討します。 ・遊漁者の自主規制として、持ち帰る尾数を必要最小限とするなどの資源維持への御協力をお願いします。
	39	遊漁船業者利用者が持ち帰ってよい数を増やしてほしい 遊漁船業者利用者の持帰尾数を乗客1～3名で15匹、4名以上20匹などというかたちに改善してほしい	
	40	持帰尾数を船ごとに15匹等としてほしい	
	41	プレジャーボート使用者へも制限を導入すべき	
有料化について	42	遊漁料を導入してそれを放流等に充てれば良い	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業法上、琵琶湖では、遊漁料金を定めることができる第5種共同漁業権を設定できないことから、遊漁料を徴収することはできません。 ・承認等に関する事務経費については検討します。ただし、釣り人を減らすことを目的とはしません。
	43	承認制度を有料にしてその資金を資源・環境の保護に充ててはどうか。	
	44	承認事務経費につき事務手数料をとるべき	
	45	有料にして釣り人を減らすべき	
複合案の提案	46	持帰尾数導入+期間延長 有料化+期間延長 等	・上記回答(番号34～45)のとおり
取締りに ついて	47	取締りを強化してほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対して監視の強化を求めます。 ・委員会指示の内容について、琵琶湖海区漁業調整委員会HPをはじめ、あらゆる機会を通じて周知に努めていきます。

取締りに ついて	48	マナーの指導を行ってほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマス引縄釣承認者に対して、琵琶湖漁業に関するパンフレットを配布しています。 ・遊漁者の自主規制として、持ち帰る尾数を必要最小限とするなどの資源維持への御協力をお願いします。
	49	現状のルールを知らない者も多く、承認制や禁止期間が守られていないと感じる	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対して監視の強化を求めます。 ・委員会指示の内容について、琵琶湖海区漁業調整委員会HPをはじめ、あらゆる機会を通じて周知に努めていきます。
	50	河口等バス釣りとの区別はどのようにつけるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対してビワマスを狙った釣行であるか十分確認したうえで取締りを実施するように求めます。
漁業への規制 について	51	漁業にも規制をかけるべき	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業を営んでいる方と遊漁者の方を同じ規制とすることは考えていません。
科学的 根拠等 の提示 について	52	遊漁者一般への規制によりビワマス資源量がどうなったか示してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマスの資源量や漁獲量は、委員会で報告し、その資料を公開しています。 ・ビワマス資源量の算出には、皆様から報告いただいた採捕量も用いるため、引き続き正確な報告をお願いします。
	53	全体の漁獲高の資料を昨年同様報告してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマスの資源量や漁獲量は、委員会で報告し、その資料を公開しています。
承認数 について	54	プレジャーボート使用者について人数制限をしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制(人数制限、隻数制限)を3シーズンにわたり実施した結果、年々申請者数が増加して承認定数を大幅に超過し、毎年釣りができない方が生じました。このため、期間制限によりビワマスの資源を維持しつつ、全ての方が釣りをできるルールに変更しました。 ・プレジャーボート使用者の承認を、人数制限から6月末までの期間制限に変更した現行指示はH28年12月から開始したものです。この変更による資源量への影響の検証には少なくとも数年は今の指示を継続する必要があります。
	55	県外の人については人数制限を設けるべき	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県民を優先する根拠法令、規程はなく、滋賀県民と滋賀県民外を区別することはできません。
安全性 について	56	引縄釣をする以上操舵から手がはなれるため、最低限業務船は自動操舵ができない船は不許可とすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会指示は漁業調整およびビワマス資源の維持のために出されるもので、船舶の航行の安全については、他の関係法令によって規定されています。 ・安全確保は、これまで同様、体調や天候等に十分留意するなど、自己の責任において行ってください。
	57	安全面も指導してほしい	
	58	小型ボートやゴムボートは危険であり規制すべき	
遊漁者の規制の 同一化につ	59	遊漁船業者にはプレジャーボートの個人としての承認をダブルで与えないでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船業者(業務主任者含む)が客を乗せずに釣行する場合は遊漁船業に該当しないため、プレジャーボート使用者としての承認が必要です。

承認制度について	60	承認制度の簡素化ができないか	・簡素化を検討していきます
	61	船単位の承認にした方が効率的だと思う	・プレジャーボート使用者については、船舶の使用形態が異なるほか、個々の採捕量を把握する必要があることから、1人ごとの承認とします。
罰則について	62	罰則を強化すべき	・委員会指示に従う旨の命令が出された後に違反した場合には、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留もしくは科料の罰則規定があります。 ・違反者には承認証や章旗の返還、承認の取消しのほか、次シーズンに承認しないことがあります。
海区委員会の運営等について	63	委員会が本当に公平、公正、平等に運営されているのか疑問。	・海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき適正に運営されています。
	64	資源量の割り当てを行う漁業調整委員会への遊漁者への参画、または漁業調整委員会と対等の遊漁調整委員会の設置を求める。	・海区漁業調整委員会の委員構成は漁業法により漁業者代表、学識経験者および公益代表者として定められています。 ・海区漁業調整委員会は漁業法に基づき設置されたものであり、それと対等の機関を設置することは法律上困難です。
その他	65	利用可能な資源量をすべての希望者に公平に割り当てるべき。	・事業により収入を得ている方と遊漁者の方を同じ規制とすることは考えていません。
	66	捕獲の規制だけでなく、産卵場の充実や水質の悪化防止などを検討してはどうか。	・県に対して本意見の情報提供を行います。
	67	知人や家族は承認なしで同船させたい	・承認は引縄釣りをされる場合に必要であり、同船者が釣りをされない場合は承認を得ていただく必要はありません。ただし、同船者が引縄釣りをされる場合には必ず承認を得てください。
	68	ジギングやえさ釣りは停船状態での釣りで、ポイントに流したい引縄釣りの船とトラブルになるのではと心配。	・委員会指示は漁業調整およびビワマス資源の維持のために出されるもので、船舶の航行の安全については、他の関係法令によって規定されています。 ・安全確保は、これまで同様、体調や天候等に十分留意するなど、自己の責任において行ってください。
	69	ジギング等によりどの程度採捕されているのか実態を把握してはどうか	・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	70	実際に釣行できる期間は承認期間より短いので、せめて竿3本までとしてほしい。	・人数制限を撤廃する代わりに、竿数制限と期間制限を組み合わせた制限としていることから、利用できる竿数は変更しません。
	71	引縄釣以外の釣りはビワマスを狙っていないものもあるため、「釣れてしまった」場合の取り決めと周知はどうするのか、疑問である。	・採捕の意思がなく釣り針にかかったビワマスであれば、すぐに再放流していただければ採捕にあたらなないと判断します。 ・委員会指示の内容について、琵琶湖海区漁業調整委員会HPをはじめ、あらゆる機会を通じて周知に努めていきます。

その他	72	自前の居酒屋で客に出すという極めて純粋なビワマスの利用を違法とするのは憲法違反ではないか	・滋賀県漁業調整規則の定めにより引縄釣漁業を行うには知事の許可が必要となります。居酒屋で客に有償で提供するための採捕行為は漁業であると判断され、無許可操業に該当することから漁業法違反となります。
	73	プレジャーボート使用者は承認しない方が良い。遊漁船業者のみが良い。	・プレジャーボート使用者を承認しないことは公平性を欠くことから困難です。
	74	漁協が稚魚放流をやっているという理由で優遇されるなら民間からも募金を募り放流し、制限の一律化をめざすべき	・本県の水産業振興のためにビワマスを放流しています。 ・漁業を営んでいる方と遊漁者の方を同じ規制とすることは考えていません。
	75	禁漁期を9月～11月とすべき	・ご意見として承りました。なお、産卵繁殖保護のため、滋賀県漁業調整規則第35条によりビワマスの採捕の禁止期間(10月1日から11月30日まで)が設定されています。
	76	持ち帰り尾数だけでなく体長制限を設けては	・琵琶湖海区漁業調整委員会指示により、全長30cm以下のビワマスの採捕は禁止されています。
	77	ビワマスの漁獲量の低下は外来魚や産卵のために遡上する河川の変化によるもので、個人の釣行によるものではないように思う。	・漁獲量は年ごとの変動はありますが、近年のビワマス漁獲量は減少傾向にあるとは考えていません。 ・ビワマス資源に影響を与える要因は様々あり、個人の釣行による採捕もその1つと考えられます。また、河川環境の悪化もあるため、県の関係部局に対して配慮等を求めています。
	78	釣れた魚はリリースされても死ぬことが多いので、遊漁船業者に対しては5尾でストップフィッシングとしてはどうか	・遊漁船業者の方に対しては、速やかなリリースや高水温期での生け簀の水温管理等をお願いしています。 ・水産試験場の研究では、高水温期でも速やかにリリースすれば高い確率で生存できることが明らかになっています。
	79	漁業と重ならないよう遊漁専用区の設定も検討してみてもは	・漁業振興の立場から遊漁専用区は考えておりません。
80	遊漁船業者については漁獲制限をしている以上竿数や漁法を制限しないでほしい。	・竿数制限は、実効性が高いと判断されることから、今後も継続します。	